

「川崎重工業株式会社・中国出向エンジニア過労死事件の

ご遺族を支える会」に参加してください

皆様の日頃のご奮闘に敬意を表します。

川崎重工業株式会社セメントプラント設計技術者社員（以下：Aさん）が、中国出向中に過労自死された件について、ご遺族が出向中の過重労働を放置したことは安全配慮義務の違反があったとして、5月12日に神戸地方裁判所に提訴されました。

Aさんは、2013年4月に中国の現地合弁会社に出向を命じられ、妻と2人の幼い娘さんを日本に残し、単身での赴任となりました。Aさんは中国語が全く話せなかったにもかかわらず、川崎重工業株式会社は、中国語教室に2ヶ月通わせただけで、その他の研修をまったく受けさせることもなく、また当初はベテラン技術者とともに出向する予定だったものが、その技術者が本社でのトラブル対応に追われて日本に残ることとなり、単身での出向を命じました。

中国語がほとんど話せない中での現地での業務は、自らが担当だった業務に加え、経験したことのない分野であった機械トラブルへの対処、及び中国合弁企業と会社との調整に忙殺されました。Aさんは会社に業務の引き取りを願い出ましたが無視されたあげく、会社から機械トラブルの対処を正式な業務として従事するように指示され、この結果業務量が増大しうつ状態になり、同年7月に当時住んでいたマンションから飛び降り自死されました。（享年35歳）

ご遺族は神戸東労働基準監督署に労働災害の申請をされ、2016年3月に「業務による心理的負担があった」として労災が認定されています。

その後、ご遺族が「中国出向に向けて研修が十分にされなかった」「業務量はとても単独では対応しきれなかった」として、会社にたいして「安全配慮義務違反」を認めるよう求めてきましたが、会社は「安全配慮義務違反はなかった」として求めには一切応じる姿勢を示しませんでした。

このように、会社はご遺族の思いや、事件に向き合おうとしなかったため、「二度とこのような事件が起きないよう、会社には安全配慮義務違反があったことを認めてほしい」「会社は利益追求だけでなく、社員一人ひとりを大切にしてほしい」との思いを込めご遺族は提訴に踏み切られました。

今回の裁判は、利益第一主義、成果主義が広がる中で、グローバル企業がすべての社員、特に海外赴任中の社員のいのちと健康にたいして責任を取るよう求めるものです。

川崎重工業株式会社は、国内外に多くの工場を持ち膨大な数の関連企業・下請け企業を持つ会社であり、社員や関連・下請け企業で多くの方々が働いています。

そのような中での裁判となりますので、多くの方が原告・ご遺族を支えていただき、会社に対して「安全配慮義務違反」を認めさせ、社会的責任を果たさせるため、第1回裁判期日に向けて「支える会」結成集会を7月23日（土）14：00～ こうべまちづくり会館で予定しています。詳しい内容が決まりましたら改めてお知らせいたします。是非皆様のご支援を頂きたく「支える会」への参加・加入をここに呼びかけさせていただきます。

以上

2022年6月

【呼びかけ団体】働くもののいのちと健康を守る兵庫センター

川重・中国出向エンジニア過労死事件弁護団

問い合わせ先：働くもののいのちと健康を守る兵庫センター

TEL：078-611-8638/ FAX：078-646-7229

Email:inoken-hyogo@mwu-hyogo.net